

令和2年第2回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和2年4月30日
午後 1時00分開会
午後 1時50分閉会
場 所 中頓別町役場大会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。
西 一彦、石井 進、藤田 健一、石橋 美代子、石黒 和浩、栗林 松三 6名
- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 平 中 敏 志
- 4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北 村 哲 也
- 5 議 事
報告第1号 農地転用に係る完了届について
議案第1号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について
(下限面積の設定)
議案第2号 令和元年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議題第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画の決定について
- 6 その他
(1) 今後の予定について
 - ①令和2年度全国農業委員会会長大会 (中止)
令和2年6月2日(火) 未定～ 東京都 文京ビックホール
 - ②北海道選出国會議員要請集会 (中止)
令和2年6月3日(水) 午前9時00分～ 東京都 星陵会館
 - ③第41回北海道農業者年金協議会総会
令和2年6月17日(水) 午後 札幌市 北海道自治労会館
 - ④一般社団法人北海道農業会議第89回総会
令和2年6月18日(木) 午後 札幌市 北海道自治労会館

④北海道選出国會議員要請集会

令和2年6月3日(水) 午前9時00分～ 東京都 星陵会館

(2) その他

7. 閉 会

事務局長	ただ今から、令和2年第2回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。
会 長	(挨拶終了)
事務局	【欠席報告】 本日の欠席はありません。
事務局	【定数報告】 本日の出席委員は6名中6名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事を進行致しますので、栗林会長、よろしくお願い致します。
議 長	【議事録署名委員の指定】 議事録署名委員の指定を行います。 中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。 ○番 ○○委員、○番 ○○委員を指名いたします。 次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。
事務局	【会務報告】 (事務局より説明)
議 長	会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。
委 員	ありませんの声
議 長	それでは、議案の審議に移りたいと思います。

報告第1号「農地転用に係る完了届について」を議題と致します。内容について事務局から報告願います。

事務局

報告第1号「農地転用に係る完了届について」をご説明致します。

農地法第5条の規定による農地転用事業に係る完了届があったので、報告する。令和2年4月30日提出、中頓別町農業委員会会長。

転用申請地の表示は、字〇〇〇番から〇〇〇番〇までの〇筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積合計は〇〇〇〇〇〇m²。土地所有者は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、転用者は、〇〇〇〇〇。転用目的はスキー場。許可指令年月日は、令和元年11月25日指令第1号、事業完了届年月日は、令和2年4月1日です。

以上で、報告第1号の説明と致します。

議長

ただ今、事務局から説明のありました件について、質疑はございませんか。

委員

ありませんの声

議長

質問がなければ、報告第1号を終わります。

続きまして、議事の審議に移りたいと思います。

議案第1号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について（下限面積の設定）」を議題といたします。

内容について、事務局から説明いたさせます。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について（下限面積の設定）」説明をいたします。

農地法第3条第2項第5項に定める下限面積の設定及び別段面積の設定について、審議を求める。

令和2年4月30日 提出 中頓別町農業委員会会長。

「農地法の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行されたことに伴いまして、下限面積（別段の面積）を北海道知事に代わりまして農業委員会が毎年、設定または修正の必要性について審議することになっております。

農地を売買、賃貸などで利用権を取得しようとするときは、取得後の経営面積の合計が北海道では2ヘクタール以上とならなければ、原則、取得することはできません。これが、農地法第3条に定められている下限面積でございます。

下限面積設定の理由でございますが、農地法施行規則第17条第1項に基づき、北海道の下限面積である2ヘクタール未満の農地を耕作している農業経営体が全農業経営体のおおむね4割を超えていないため、別段の下限面積の設定は行

わないとするもので、平成29年第3回総会において、それまでは設定していた下限面積の50aから北海道の下限面積である2haに見直しをしており、令和元年度においても、本農業委員会として下限面積の設定は行わないこととするものであります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく、ご審議の程、お願い致します。

議 長

議案第1号の「農地法第3条第2項第5項に定める農地の設定について（下限面積の設定）」、事務局から説明が終わりました。何か、質疑意見等ございますか。

委 員

ありませんの声

議 長

質疑意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第2項第5項に定める農地の設定について（下限面積の設定）」は承認することに決しました。

次に議案第2号「令和元年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について」を議案とします。内容について事務局から説明いたさせます。

事務局

それでは、議案第2号「令和元年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について」を説明致します。

令和元年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に締結（公告）された賃貸借における農地賃借料水準（10a当たり）の公開について審議を求め

る。

令和2年4月30日提出。中頓別町農業委員会会長。

1 畑の部 締結（公告）された地域名は中頓別町全域、最高額は2,000円、平均額は1,211円、最低額が500円、データ数は11件であります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく、ご審議の程、お願い致します。

議 長

議案第2号の「令和元年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について」事務局から説明が終わりました。何か、質疑意見等ございますか。

委 員

ありませんの声

議 長

質疑意見が無いようですので、議案第2号「令和元年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について」は承認することに決しました。

続いて、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を事務局より議案の説明をいたさせます。

事務局長

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」次のとおり、農地について、農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の許可申請があったので、審議を求める。

令和2年4月30日提出、中頓別町農業委員会会長。

番号1、申請年月日は、令和2年4月20日。貸主は、字〇〇〇〇〇〇〇〇さん。借主は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。許可を受けようとする権利は賃貸借権で、許可を受けようとする土地の表示は、字〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番の計〇筆で、面積合計は、〇〇〇〇〇m²。利用状況は採草畑であり、権利設定理由は、当該農地を隣接耕作者に貸し付ける。隣接する農地を借り受け経営の安定化を図る。賃貸価格は〇〇〇〇〇〇円で、資金調達は自己資金であります。権利移転の日は、令和2年4月30日、契約期間につきましては申請書に記載されておりますが、令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間であります。次のページ「農地法第3条調査書」をご覧ください。

(農地法第3条調査書の説明)

以上で、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議の程、お願い致します。

議 長

事務局より説明が終わりました。このことについて質疑はございませんか。

委 員

ありませんの声

議 長

質疑なしと認め、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」承認することにご異議ございませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は承認することに決しました。

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を事務局より議案の説明いたさせます。

事務局長

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、審議を求める。令和2年4月30日提出、中頓別町農業委員会会長。

番号～賃○番 土地の表示は、別紙をご参照願います。字○○○○○番○○から○○○番○○、計○○筆○○○○○㎡であります。地目は登記簿現況ともに畑、賃貸料は○○○○○円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和2年4月30日であります。貸主 ○○○○、借主 字○○○○○さん。貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地○○○○ha、労力○人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和2年4月30日から令和○年○月○日までの○年間であります。

次に番号～賃○番を説明いたします。土地の表示は、字○○○○○番○○から○○○番○○、計○筆○○○○○㎡であります。地目は登記簿現況ともに畑、賃貸料は○○○○○円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和2年4月30日であります。貸主 ○○○○、借主 字○○○○○さん。貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地○○○○ha、労力○人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和2年4月30日から令和○年○月○日までの○年間であります。

次に番号～賃○番を説明いたします。土地の表示は、字○○○番○○と字○○○○番○○、計○筆○○○㎡であります。地目は登記簿現況ともに畑、賃貸料は○○○○○円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和2年4月30日であります。貸主 ○○○○、借主 字○○○○○さん。貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地○○○○○ha、労力○人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和2年4月30日から令和○年○月○日までの○年間であります。

次に番号～賃○番を説明いたします。土地の表示は、別紙をご参照願います。字○○○番○から○○○番○の計○筆○○○○○㎡であります。地目は登記簿現況ともに畑、賃貸料は○○○○○円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和2年4月30日であります。貸主 字○○○○○さん、借主 字○○○○○さん。貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、

農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地〇〇〇ha、労力〇人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和2年4月30日から令和〇年〇月〇〇日までの〇年間であります。

以上、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

議長

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の審議に入ります。受付番号順に審議に入りますが、賃〇番につきましては、中頓別町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。
それでは賃〇番について何かご質問ございますか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、賃〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇番については承認することに決しました。
ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。賃〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。
次に賃〇番の案件について何かご質疑ありますでしょうか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、賃〇番を承認することにご異議ありませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

異議なしと認め、賃○番は承認することに決しました。
続いての案件の審議に入ります、賃○番について何かご質疑ありますでしょうか。

委 員

ありませんの声

議 長

質疑なしと認め、賃○番を承認することにご異議ありませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

異議なしと認め、賃○番は承認することに決しました。
続いての案件の審議に入ります、賃○番について何かご質疑ありますでしょうか。

委 員

ありませんの声

質疑なしと認め、賃○番を承認することにご異議ありませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

異議なしと認め、賃○番は承認することに決しました。

議 長

以上で、本日提出の議事が全て終了しました。
それでは、6 その他 (1) 今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

議 長

何か質問はありませんか。

委 員

ありませんの声

議 長

続いて (2) その他について、事務局から連絡事項はありますか。

事務局

(事務局説明)

議長

何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

ほかに委員のみなさまからの何かございませんか。

委員

ありませんの声

議長

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、令和2年第2農業委員会総会を終了いたします。